

○平成十八年経済産業省告示第三百六十九号（自転車競技法施行規則第十条第四号の規定に基づく施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準）

（平成十八年十二月二十八日）

（経済産業省告示第三百六十九号）

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）第十条第四号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を次のように定め、平成十八年十二月二十八日から施行する。

なお、平成十五年経済産業省告示第六十八号（自転車競技法施行規則第十条第四号の規定に基づき、施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定める件）は、平成十八年十二月二十七日限り、廃止する。

一 競走路

(一) 十五メートル以上の平行する二つの直線部及び半径二十五メートル以上の相対する二つの最小半径曲線部並びに直線部及び最小半径曲線部の間を接続する緩和曲線部から成る線（以下「測定線」という。）を基準線とする周回競走路（以下「競走路」という。）を設けること。

(二) 競走路の距離は、測定線上において一周三百メートル以上五百メートル以下であること。

(三) 競走路の幅員は、測定線から内側に〇・三メートル及び測定線から外側にホームストレッチにあっては八・七メートル以上、バックストレッチにあっては七・七メートル以上、その他の部分にあっては六・二メートル以上であること。

(四) 競走路の横断面の上辺は直線とし、かつ、競走路には、次に掲げる算式により算出された傾斜があること。

$$\tan \theta = v^2 / gr$$

v=自転車の速度（1.4m/sec以上）

g=重力の加速度（9.8m/sec²）

r =当該競走路の曲率半径 (m)

ただし、直線部にあっては、外側より内側に向かって百分の四以上下降するものであること。

- (五) 競走路の路面は、アスファルト、セメント、アンツーカー等で舗装され、競走を公正安全に行うため必要な硬度及び強度を有し、平坦で裂又ははく離がなく、かつ、均質なものであること。
- (六) 競走路の内側に競走路の路面と同一に舗装された幅員一メートル以上で、かつ、内圈線（測定線より○・三メートル内側の線）より○・三メートル以上は競走路と同一傾斜角で下降し、以後徐々に傾斜角を緩和して平面に近づく傾斜を有する退避路を設けてあること。
- (七) 競走路の退避路の内側に有がいの堅ろうな排水設備を設けてあること。ただし、競輪場が競走路の排水に支障がない構造又は設備を有するときは、この限りでない。
- (八) 競走路の外側に、競走の障害の防止並びに選手及び観客の安全の確保を図るための十分な措置を講じてあること。さくを設ける場合にあっては、その構造及び素材は、観客がレースを観る際の妨げにならないものであること。また、ポリカーボネイト等の板を用いる場合にあっては、透明性の低下、音の伝達の阻害等が生じないものであること。

二 開催本部

開催本部は、観客から隔離され、かつ、競輪の実施を監督し、又は指揮するのに適当な場所に位置し、観客の動静を把握できる装置を備えていること。この場合においては、開催本部は開催執務委員長室、競技委員長室及び警備本部を含むものとする。

三 審判施設等

- (一) 審判施設等は、観客から隔離され、かつ、審判業務が円滑に実施することができる場所に位置する決勝審判室、走路審判塔、審判員控室及びその他審判に必要な設備とする。
- (二) 決勝審判室は、競走の審判に必要なビデオ設備及び写真判定設備並びに先頭誘導選手への指示連絡設備を有し、競走路の外側であつて決勝線の延長線上にある競走路全域をふかんできる箇所に設けてあること。

(三) 走路審判塔は、退避路の内側であって競走の審判に適當な箇所に四箇所以上設けてあること。なお、床面の高さは、退避路の内側の平面より二メートル以上の高さを有するものであること。

(四) 審判員控室は、審判員の数に応じ審判業務遂行上支障のない適當な広さと設備を有し、決勝審判員控室は決勝審判室に、走路審判員控室は競走路に、それぞれ近接した場所にあること。

(五) その他審判に必要な設備は、次のとおりとする。

イ 競走状況監視装置

ロ 決勝写真の撮影に必要な対面鏡及び照明設備

ハ 審判員相互間の同時通話設備

ニ 先頭誘導選手の控室及び先頭誘導選手の自転車保管場（選手管理施設等から隔離された場所に設置すること。）

四 選手管理施設等

(一) 観客から完全に隔離された場所に、競走に参加する選手に係る業務に必要な広さと設備を有する次の施設を設けてあること。

イ 管理事務室（選手の控室に隣接する位置に設置すること。）

ロ 番組編成室

ハ 賞金、手当及び旅費等の支給室

ニ 検車事務室、自転車の検査場、修理場、保管場及び練習用設備

ホ 医務室（選手の身体検査及び応急手当を行うに必要な広さと設備を有し、かつ、搬出入が容易にできる場所及び構造であって、寝台三台以上を設けてあること。）

ヘ 選手の控室（選手の数に応じた適當な広さを有する衛生的な部屋であって、選手が十分に休養できるものであること。）

ト 出走すべき選手の控室（当該競走に出走すべき選手の控室を競走路への出場口に近接した場所に設置し、次の競走に出走すべき選手の

控室をそれに近接した場所に設置すること。)

チ 選手のための食堂、売店、洗面所、浴室及びトイレ

リ 選手の観覧席又は観覧用設備

(二) 選手の競走路への出場口及び出場路並びに競走路からの退場口及び退場路は観客から完全にしゃ断されたものであること。

五 車券の発売等の用に供する施設等

(一) 車券の発売等の用に供する窓口は、総収容人員数に応じた適当な数であり、かつ、相互に適当な間隔を有すること。

(二) 車券の発売等の用に供する窓口の前面は、入場者の交流が妨げられないよう十分な広さを有すること。

(三) 車券の発売等の用に供する各施設に現金及び重要書類を保管するための設備を設けてあること。

六 観客の用に供する施設等

(一) 冷暖房を有し、椅子席を備えた、適当な数の観客席を設けること。

(二) 観客の見やすい場所に確定出場選手、車券の発売金額、勝者及び払戻金額等を明示するための表示設備を設けてあること。

(三) 観客の用に供するため、適当な数及び広さの次の施設を、利用しやすい場所に設けてあること。

イ インフォメーションコーナー

ロ 初心者ガイダンスコーナー

ハ お客様相談所

ニ 荷物預り所

ホ 救護所

ヘ 喫茶・休憩コーナー

ト 飲食店（飲食店は、快適かつ衛生的な設備を有し、かつ、食品取扱設備、洗浄設備、給水設備及び残物等処理設備を備えていること。）

チ 売店

リ トイレ（それぞれ男子用及び女子用の区別があり、水洗式のものであること。）

ヌ 駐車場等（駐車場等は、競輪場周辺の道路交通等に支障を及ぼすことのないよう入場者の自動車等を収容するに十分な広さであること。）

自ら設置することが困難である場合には、競輪開催期間中については他の駐車場等所有者等との契約により十分な広さの駐車場等を確保すること。）

七 その他開催に必要な施設等

(一) 報道関係者室を設けてあること。

(二) テレビ実況室を設けてあること。

(三) 場内の主要施設間の連絡のための機器その他の適当な連絡設備を設けてあること。

(四) 放送設備を次の場所に設けてあること。

イ 開催本部

ロ 決勝審判室

ハ 主たる投票所及び払戻金交付所

ニ その他必要な場所

(五) 電気設備は、競輪を支障なく運営するために必要十分な容量を有するものとし、かつ、停電時において決勝判定写真の撮影、場内放送、投票業務及び払戻業務等が支障なく行える補助電気設備を設けてあること。

(六) 開催本部、審判施設、選手管理施設及び車券の発売等の用に供する施設間において、観客と接しない連絡通路を設けてあること。

(七) 警察官詰所及び場内取締員控所を設けてあること。